

こしがや保健ガイドへの広告募集要領

この要領は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、越谷市が作成するこしがや保健ガイドへの広告掲載者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

1 広告の掲載期間

広告の掲載期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 広告の掲載位置

広告の掲載の位置は市の指定する位置

3 広告の掲載規格

広告の掲載規格は、下記のとおり

(1) 1号広告 縦5.5cm×横9cm

(2) 2号広告 縦5.5cm×横18cm

(3) 3号広告 縦11cm×横9cm

4 広告の募集枠数

広告の募集枠数は、1号広告の規格で8区画分

5 広告の刷色

刷色はカラー刷

6 広告掲載料

広告掲載料は、1号広告の規格で1区画につき、30,000円とします。

(1) 1号広告 30,000円

(2) 2号広告 60,000円

(3) 3号広告 60,000円

7 広告の版下及び原稿の作成

広告の版下及び原稿は、申込者の負担で作成し、電子媒体データにより市が指定する期日までに提出してください。

8 広告の内容

広告の内容については、越谷市広告掲載に関する要綱及びこしがや保健ガイド広告掲載に関する基準による規制がありますので、同要綱等を遵守してください。併せて、広告の内容及びデザイン等がこしがや保健ガイドのイメージを損なうこと及び掲載内容について誤解を招くことのないよう健康づくり推進課と調整してください。

9 申込期間

令和7年10月1日から令和7年12月5日まで

10 申込方法

次の書類を保健医療部健康づくり推進課（越谷市保健センター）に提出してください。

（１）越谷市広告掲載申込書

（２）広告原稿（電子データ）

※原稿は広告主の責任において作成してください。また、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

11 その他

（１）広告掲載の可否を決定し、結果を越谷市広告掲載に関する決定通知書により送付します。

（２）広告掲載が決定した場合は、納入通知書により指定する期日までに広告掲載料を納付してください。

（３）提出された書類は返却しません。